

令和2年11月17日 議会運営委員会説明資料：総務課  
令和2年人事院勧告に伴う議会対応について

### 1 協議依頼内容について

例年盆前に発表される人事院勧告につきまして、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で10月7日に月例給に先行する形でボーナスの0.05箇月引下げ（4.5月⇒4.45月）勧告が行われました。そして、10月28日に月例給の勧告がなされましたが、その内容は民間格差が僅少であり適切な改定は困難であるとして『据え置く』というものでした。

10月28日に、大分県人事委員会からボーナスについて人勸と同様の勧告が出ており、従前通り勧告に準じた対応を取るためにはボーナス支給基準日の12月1日前の条例改正が必要となり、12月1日開会の12月定例会では間に合いません。

また、この際、特別職、任期付職員、病院・診療所事業管理者に係る条例改正も盛り込みます。

なお、この分の減額予算は提案せず、12月定例会にて異動等に伴う通常分のみ提案いたします。

### 2 例年との違いについて

	例年	今回
民間企業の給与実態調査	5月	ボーナス…6月末先行調査 月例給…8月17日～9月30日
勧告日	8月10日前あたり ※昨年は8月7日	ボーナス…10月7日 月例給…10月28日
勧告内容	ここ10年程は増額改定が続いていた。	◆期末手当…0.05月引き下げ ※2.6月⇒2.55月 勤勉手当…据置き（1.9月） ◆月例給…据置き 【据置き理由】 公務員が民間より0.04%給与が上回っているが、較差が極めて小さく俸給表及び諸手当の適切な改定が困難である。
議会対応	追加提案	ボーナス…支給基準日となる12月1日を踏まえ、11月30日までの条例改正

### 3 議会日程について

日付	内容
11月20日（金）	
11月23日（月）	祝日（勤労感謝の日）
11月24日（火）	議案発送
11月27日（金）	記者会見
11月30日（月）	
12月1日（火）	議会開会日
12月8日（火）～11日（金）	一般質問
12月15日（火）	議案質疑
12月16日（水）～18日（金）	常任委員会（16日：教育産業建設、17日：厚生環境、18日：総務企画消防）
12月22日（火）	自由討議
12月24日（木）	議会最終日

参考①：地方自治法

(招集)

- 第百一条** 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。
- 2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
  - 3 議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
  - 4 前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。
  - 5 第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。
  - 6 第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。
  - 7 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(専決処分)

- 第百七十九条** 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第二百五十二条の二十の二第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。
- 2 略
  - 3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
  - 4 略

参考②：他市の状況

専決処分	11月臨時議会対応	12月議会を11月中に開会し、11月30日までに先議
杵築市(検討中)	日田市、佐伯市、竹田市、豊後高田市、国東市	大分市、別府市、臼杵市、宇佐市、豊後大野市、由布市、津久見市 ※臼杵市、由布市及び津久見市は当初12月開会を予定していたが早めた。

◎改正が必要な条例一覧 ※色塗り部分は条例改正なし

	関係条文	影響
職員	中津市職員の給与に関する条例第 18 条第 2 項 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 130 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	12 月期末手当の 0.05 月減額 (2.6⇒2.55) ※令和 3 年度は 6 月と 12 月で平準化
任期付き一般	中津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 10 条第 3 項 3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例～中略～第 18 条第 2 項～中略～の規定の適用については、～中略～同条例第 18 条第 2 項中「乗じて得た額に」とあるのは「それぞれ乗じて得た額に、勤務時間条例第 3 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と～中略～する。	同上 (2.6⇒2.55) (職員に連動する)
特定任期付き	中津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 9 条第 2 項 2 特定任期付職員に対する給与条例～中略～第 18 条第 2 項の規定の適用については、～中略～給与条例第 18 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 170」とする。	同上 (3.4⇒3.35) (職員に連動する) ※令和 3 年度は 6 月と 12 月で平準化
再任用	中津市職員の給与に関する条例第 18 条第 3 項 2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 72.5」とする。	据置き ※国家公務員も再任用職員は据え置いている。
会計年度任用	中津市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第 2 条第 9 項 9 パートタイム会計年度任用職員に支給する期末手当の算定については、中津市職員の給与に関する条例（昭和 32 年中津市条例第 23 号。以下「給与条例」という。）第 18 条から第 18 条の 3 までの規定を準用する。この場合において、給与条例第 18 条第 2 項中「 <u>乗じて得た額に</u> 」とあるのは「 <u>を超えない範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た額に</u> 」と、同条第 4 項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「報酬の月額に相当する額として任命権者が定める額」と読み替えるものとする。	一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならないが、条例上 2.6 月以内としているが、現状 1.45 月で算定しており 2.6 月に届いていないので減額しない。
特別職 (市長、副市長、教育長)	中津市特別職の職員の給与に関する条例第 5 条 第 5 条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額及び給料月額に 100 分の 15 を乗じて得た額並びに給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例（任期満了による退職者は除く。）により 100 分の 170 を乗じて得た額とする。	12 月期末手当の 0.05 月減額 (3.4⇒3.35) ※令和 3 年度は 6 月と 12 月で平準化
病院・診療所事業管理者	中津市病院・診療所事業管理者の給与等に関する条例第 5 条第 2 項 2 管理者の期末手当の額は、基準日現在（前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、離職をした日現在）において、管理者が受けるべき給料月額及び給料月額に 100 分の 15 を乗じて得た額	同上

	並びに給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額の合計額に、病院・診療所事業職員の例により 100 分の 170 を乗じて得た額とする。	
--	---	--

※人勧において、「特定管理職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員（再任用職員を除く。）」とあり、大分県人事委員会の「給与勧告の仕組みと今回の勧告のポイント」でも、「本年の給与勧告の対象となっているのは、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の各給料表適用者15,146人（再任用職員等を除く。）であり、…」と、再任用職員は今回の勧告対象とはなっていない。